

# 議会運営委員会審査事項

令和5年3月15日（水）午前10時～

会場：議事堂大会議室

1. 開会
2. 政務活動費の取扱いについて
3. 議員・委員派遣旅費の取扱いについて
4. オンライン一般質問について
5. 第2回定例会日程について
6. 市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
7. 取手市議会の個人情報保護に関する条例施行規定（案）について
8. 閉会中の所管事項調査について
9. その他
10. 散会

## 提案理由

災害の発生等により議場に参集できない場合など、所定の要件を満たしたときに、会議を欠席し、早退し、又は遅参したため議場にはない議員が、オンライン会議システムを活用して一般質問を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

## 取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般質問)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。<u>ただし、次条第1項の規定により映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(次条において「オンライン会議システム」という。)を活用して質問を行う場合(質問の順序に当たっても質問しないときを除く。)にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(一般質問の特例)</p> <p><u>第62条の2 会議を欠席し、早退し、又は遅参した議員は、次に掲げる場合には、オンライン会議システムを活用して、前条第1項の規定により質問することができる。</u></p> <p><u>(1) 災害の発生、感染症のまん延、公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、その他やむを得ない理由により議場への参集が困難な場合</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、議長が特</u></p>	<p>(一般質問)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p>

に必要と認める場合

2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問を行うときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

3 オンライン会議システムを活用して質問を行う議員には、第1条及び第50条の規定は、適用しない。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、第62条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 及び 3 (略)

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 及び 3 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## オンラインによる一般質問実施運用例（案）

### 【前提条件】

- ・本会議場に過半数が出席し、定足数を満たしている。
- ・オンライン一般質問発言議員は欠席届（遅参や早退、離席も含む）を提出している。

## ○会議進行に関すること

### (運用例1 開議中パターン)

○議長（金澤克仁君） これで、□□議員の質問を終わります。

通告の順に従い、△△議員となります。△△議員は本日の会議を欠席しておりますが（ただいま議場に着席しておりませんが）、オンラインによる一般質問の希望があり、議長はオンライン出席議員として認め、質問を許します。

△△議員、映像と音声を確認いたします。△△議員、こちらの映像が見え、私の声は聞こえていますか。聞こえていましたら、ビデオオンにし、ミュートを解除して△△議員の映像と音声を確認させてください。

(△△議員、ビデオオン、ミュート解除で音声確認)

○議長（金澤克仁君） △△議員の映像と音声を確認しました。

こちらの映像と音声も大丈夫ですか。

○17番（△△△△議員） 大丈夫です。

○議長（金澤克仁君） それでは、△△議員の質問を許します。

○17番（△△△△議員） 17番、△△です。通告の順に従い、一般質問を行います。

(中略)

○議長（金澤克仁君） これで、△△議員の一般質問を終わります。

次に…

## (運用例2 休憩中パターン)

○議長（金澤克仁君） これで、□□議員の質問を終わります。

通告の順に従い、△△議員となります。△△議員は本日の会議を欠席しておりますが（ただいま議場に着席しておりませんが）、オンラインによる一般質問の希望があり、議長はこれを許します。

なお、休憩中に行います△△議員の一般質問に関する記録は、

（案1）会議録資料編に掲載いたします。

（案2）議事の経過に掲載いたします

休憩します。

### 午前 時 分休憩

（休憩し、オンラインによる△△議員の一般質問の議事を行う）

○議長（金澤克仁君） △△議員、映像と音声を確認いたします。△△議員、こちらの映像が見え、私の声は聞こえていますか。聞こえていましたら、ビデオオンにし、ミュートを解除して△△議員の映像と音声を確認させてください。

（△△議員、ビデオオン、ミュート解除で音声確認）

○議長（金澤克仁君） △△議員の映像と音声を確認しました。

こちらの映像と音声も大丈夫ですか。

○17番（△△△△議員） 大丈夫です。

○議長（金澤克仁君） それでは、△△議員の質問を許します。

○17番（△△△△議員） △△です。通告の順に従い、一般質問を行います。

（中略）

○議長（金澤克仁君） これで、△△議員の一般質問を終わります。

午前 時 分開議

○議長（金澤克仁君） 再開します。ただいまの休憩中に行いました△△議員の一般質問は、会議録資料編に掲載いたします。

次に…

（協議事項）

・休憩中の議事ですが、インターネット配信（ライブ・録画）しますか、しませんか？

# ○会議録の表記に関すること

## (運用例1 開議中パターン)

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

令和4年第4回取手市議会定例会会議録(第1号)

開議及び閉議日	開議	令和4年11月29日午前10時01分				議長	金澤克仁
時並びに	散会	令和4年11月29日午後 2時38分				議長	金澤克仁
出席及び欠席議員の氏名	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別	
出席 23名	1	須田光雄	○	13	金澤克仁	○	
	2	海東一弘	○	14	細谷典男	○	
	3	根岸裕美子	○	15	山野井隆	○	
欠席 1名	4	久保田真澄	○	16	染谷和博	○	
凡例	5	鈴木三男	○	17	△ △ △ △	× オンライン出席	
○出席を示す	6	関川翔	○	18	佐藤隆治	○	
△欠席を示す	7	小堤修	○	19	入江洋一	○	
㊦公務欠席を示す	8	小池悦子	○	20	結城繁	○	
	9	岩澤信	○	21	齋藤久代	○	

	10	落合信太郎	○	22	赤羽直一	○
	11	関戸勇	○	23	遠山智恵子	○
	12	石井めぐみ	○	24	加増充子	○
オンラインにより出席し、一般質問を行った議員の氏名	17	△ △ △ △				
職務のため議場に出席した議会事務局職員の名		事務局長	吉田文彦	事務局次長	岩崎弘宜	

(運用例2 休憩中パターン)

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

令和4年第4回取手市議会定例会会議録(第1号)

開議及び閉議日	開議	令和4年11月29日午前10時01分				議長	金澤克仁
時並びに	散会	令和4年11月29日午後 2時38分				議長	金澤克仁
出席及び欠席議員の氏名	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別	
出席 23名 欠席 1名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	1	須田光雄	○	13	金澤克仁	○	
	2	海東一弘	○	14	細谷典男	○	
	3	根岸裕美子	○	15	山野井隆	○	
	4	久保田真澄	○	16	染谷和博	○	
	5	鈴木三男	○	17	△ △ △ △	×	
	6	関川翔	○	18	佐藤隆治	○	
	7	小堤修	○	19	入江洋一	○	
	8	小池悦子	○	20	結城繁	○	
	9	岩澤信	○	21	齋藤久代	○	
	10	落合信太郎	○	22	赤羽直一	○	

	11	関 戸 勇	○	23	遠 山 智 恵 子	○
	12	石 井 め ぐ み	○	24	加 増 充 子	○
オンラインにより一般質問を行った議員の氏名	17	△ △ △ △				
職務のため議場に出席した議会事務局職員 の職氏名		事 務 局 長	吉 田 文 彦	事 務 局 次 長	岩 崎 弘 宜	

令和5年第2回取手市議会定例会会期日程(案1)

(一般質問60分=4日間)

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	5月19日	金			この日のステージ等が基準
	5月22日	月		午前9時	三役調整会議(執行部控室)
					議運招集通知・一般質問通告文書発送
	5月29日	月		午前9時	一般質問通告受付開始
	5月31日	水		午後3時 午後5時	一般質問通告受付締め切り 請願・陳情受付締め切り
	6月1日	木			定例会告示、議案送付
	6月2日	金		午前10時	議会運営委員会
	6月5日	月		午後1時	提出予定議案オンライン説明
1	6月8日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問(3枠)
2	6月9日	金	本会議	午前10時	一般質問(7枠)
3	6月10日	土	休 会		
4	6月11日	日	休 会		
5	6月12日	月	本会議	午前10時	一般質問(7枠)
6	6月13日	火	本会議	午前10時	一般質問(7枠)
7	6月14日	水	休 会		議事整理日
8	6月15日	木	本会議	午前10時	議案質疑・付託
9	6月16日	金	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
10	6月17日	土	休 会		
11	6月18日	日	休 会		
12	6月19日	月	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
13	6月20日	火	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
14	6月21日	水	委員会	午前10時	議会運営委員会
15	6月22日	木	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決 閉会

## 令和5年第2回取手市議会定例会会期日程(案2)

(一般質問60分=4日間)

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	5月19日	金			この日のステージ等が基準
	5月22日	月		午前9時	三役調整会議(執行部控室)
					議運招集通知・一般質問通告文書発送
	5月29日	月		午前9時	一般質問通告受付開始
	5月31日	水		午後3時 午後5時	一般質問通告受付締め切り 請願・陳情受付締め切り
	6月1日	木			定例会告示、議案送付
	6月2日	金		午前10時	議会運営委員会
	6月5日	月		午後1時	提出予定議案オンライン説明
1	6月8日	木	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問(3枠)
2	6月9日	金	本会議	午前10時	一般質問(7枠)
3	6月10日	土	休 会		
4	6月11日	日	休 会		
5	6月12日	月	本会議	午前10時	一般質問(7枠)
6	6月13日	火	本会議	午前10時	一般質問(7枠)
7	6月14日	水	休 会		議事整理日
8	6月15日	木	本会議	午前10時	議案質疑・付託
9	6月16日	金	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
10	6月17日	土	休 会		
11	6月18日	日	休 会		
12	6月19日	月	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
13	6月20日	火	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
14	6月21日	水	委員会	午前10時	議会運営委員会
15	6月22日	木	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決
	6月23日 ～ 7月5日		休会		議事整理日
16	7月6日	木	本会議	午前10時	閉会

※新型コロナウイルス感染症が拡大した場合に備え、通常よりも長めの7月6日までを会期としております。ただし、6月22日までに議了したときには、議決し、閉会する予定です。

全議M1第9号

令和5年3月2日

市議会議長 各位

全国市議会議長会  
会長 清水 富雄

## 〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び 条例施行規程（例）の送付について

平素は本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和5年3月1日施行）。

同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は「議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行う」こととされました。

さらに、令和4年12月16日付け総行第351号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

こうしたことを踏まえ、本会では、各市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を総務省と協議のうえ、作成しましたので、条例（例）等の条文解説と併せて参考としてお示しします。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定するにあたっては、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、その制定時期は、各市議会の実情に応じてご判断いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、今回の法改正の施行通知及び関係資料を本会のHPに掲載させていただくことも併せてお知らせします。

担当 企画議事部（議事担当）

TEL 03-3262-2303

FAX 03-3263-5751

Email chousa@si-gichokai.gr.jp

## 〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）

### （目的）

第1条 この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### （報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における〇〇市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### （1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### （2） 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

## 〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）

### （趣旨）

第1条 この規程は、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和〇年〇〇条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### （報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

### （報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

### （報告等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行

為をしてはならない。

- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、〇〇市の休日をも定める条例(〇〇年〇〇市条例第〇号)第〇条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

〇〇市議会議長 殿

〇〇市議会議員 \_\_\_\_\_

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第 2 号様式（第 2 条第 2 項関係）

年 月 日

〇〇市議会議長 殿

〇〇市議会議員 \_\_\_\_\_

訂正届

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

〇〇市議会議長 殿

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

Tel \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

複写申込書

〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

## 〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）条文解説

### （目的）

**第1条** この条例は、〇〇市議会議員（以下「議員」という。）が〇〇市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

本条は、この条例の目的を定めるものです。

改正前の地方自治法第92条の2の規定では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない」旨が規定されており、議員個人と市との請負が認められていませんでしたが、今回の法改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額（300万円）までは、議員個人による市との請負が規制の対象から除かれることとなりました。

改正法の国会における審議過程で付けられた附帯決議では、「請負禁止の規制緩和」にあたり「議員の職務執行の公正、適正」を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、法改正について発せられた総務大臣通知（令和4年12月16日付け総行行第351号）では、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされています。

これらを踏まえ、本条例(例)は、市議会議員と市との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。

なお、本条例(例)は、各市議会の参考に資するため作成したものであり、それぞれの実情に合わせて条文を調整してください。

条例を定めるに当たっては、新たな条例とすることのほか、すでに制定している条例(政治倫理条例、議会基本条例等)を改正して、本条例(例)の内容を規定することも考えられます。

また、本会としては、総務大臣通知も踏まえ、各市議会が自主的に請負の状況の透明性向上を図り住民への説明責任を果たす観点から条例(例)として示していますが、各市議会の判断により、条例以外の規程や要綱、申合せなどの形式によることも考えられます。

### (報告)

**第2条** 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。)における〇〇市に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

本条は、前会計年度中に市と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものです。なお、議員が個人事業主の支配人である場合は、その個人事業主と市に対する請負の状況を報告しなければなりません。

報告すべき議員は、前会計年度中に市と請負をした者又はその支配人である議員であつて、すべての議員ではありません。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告の必要はありません。

第1項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に議長に対して、前会計年度において支払を受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定しています。括弧書きは、報告すべき期間内に議員の選挙があり、再度議員となつ

た場合の報告期間です。

第1号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定しています。

アの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負があったかの報告を求めるものです。

イの「契約締結日」は、契約を特定するために締結日の報告を求めるものです。なお、変更契約があった場合や複数年契約、長期継続契約も考えられますが、その場合も当初の契約締結日を報告することになります。

ウの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求めるものです。なお、単価契約の場合には、その旨を報告することになります(規程(例)第1号様式参照)。

エの「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額」は、1つの契約でも複数回数の支払があることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになります。

第2号は、前号エに掲げる総額の合計額を報告することを規定しています。

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

第2項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂正内容の届出が必要であることを規定しています。なお、訂正の期限については、定めていません。したがって、訂正が必要であるときは、前会計年度以前のものであっても訂正内容を届け出なければいけません。

#### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

本条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。なお、前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告についても同様に、一覧の作成及び公表をしなければいけません。

公表については、広く住民が知り得る状態におくことを意味し、議会事務局の窓口に一覧を置いておくことや各市のホームページ、議会広報への掲載なども考えられます。

(報告等の保存及び閲覧等)

**第4条** 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

本条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものです。

第1項は、第2条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日までと規定するものです。

「〇年を経過する日」は、各市議会の文書管理規程等によりますが、議員任期が4年であることを考慮し、各市議会の判断で整理してください。

**2** 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

第2項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定するものです。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

本条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものです。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この条例がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年4月1日から始まる会計年度における請負から適用することを定めるものです。

「令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負」については、例えば、「令和5年4月1日に始まる会計年度における請負」が想定されます。この場合、改正法の施行日である令和5年3月1日からの一か月分の請負の取扱いについては、条例制定の趣旨を考慮し、条例が適用されないものの条例の取扱いに準じて請負状況等の報告、公表を行う対応が考えられます。

また、条例の適用を「令和4年4月1日に始まる会計年度における請負」として条例に基

づき請負状況等の報告、公表を行う対応も考えられます。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」の制定時期については、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、各市議会の判断により対応してください。

## 〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（例）条文解説

### （趣旨）

**第1条** この規程は、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和〇年〇〇条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

本条は、この規程の趣旨について定めるものです。

### （報告）

**第2条** 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

本条は、報告及び訂正の方法を定めるものです。

第1項は、条例第2条第1項の規定による報告の方法について規定するものです。

請負状況等報告は、請負状況等報告書（第1号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになります。

第2項は、条例第2条第2項の規定による訂正の方法について規定するものです。

訂正は、訂正届（第2号様式）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになります。

なお、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等については、例えば電子メールとする旨を議長の決裁により別に定めること等が考えられます。

### （報告の一覧の訂正）

**第3条** 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

本条は、条例第3条の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならないこと（いわゆる見え消しの方法）を定めるものです。

### (報告等の閲覧)

**第4条** 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

- 2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。
- 3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

本条は、報告及び訂正の閲覧について定めるものです。

第1項は、閲覧の期間、場所、時間について規定するものです。

「〇日を経過する日の翌日」については、各市議会で報告及び訂正を処理するための事務処理期間を踏まえ、各市議会で整理してください。

第2項は、第1項に規定する場所及び時間の公表について規定するものです。

第3項は、議長が指定する場所以外に報告及び訂正は持ち出せないことを規定するものです。

第4項は、閲覧に係る報告及び訂正の取扱いについて規定するものです。

第5項は、第1項及び前2項の規定に違反する者の対応について規定するものです。

### (報告等の写しの交付等)

**第5条** 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

本条は、報告及び訂正の写しの交付について定めるものです。

報告及び訂正の写しの交付請求は、複写申込書(第3号様式)による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等(例えば電子メール等)により請求することを規定するものです。

写しの作成に要する費用(実費)は、写しの交付を請求した者の負担とすることを規定するものです。なお、費用については、各市議会の他の実費徴収の例により、必要に応じて規定することも考えられます。

(期限等の特例)

**第6条** 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、〇〇市の休日を定める条例（〇〇年〇〇市条例第〇号）第〇条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

本条は、報告及び閲覧の期限の特例について定めるものです。

第1項は、報告をすべき期限が市の休日に当たるときは、その翌日を期限とみなすことを規定するものです。

第2項は、報告及び訂正の閲覧をすることのできる日が市の休日に当たるときは、その翌日を閲覧開始日とみなすことを規定するものです。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この規程がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することを定めるものです。

取手市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年 月 日

取手市議会議長 金 澤 克 仁

取手市議会訓令第 号

### 取手市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、取手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号  
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に

いう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個

個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、次に掲げる開示決定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）

(2) 一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第5号）とする。

（開示決定等期限特例規定適用通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例規定適用通知書（様式第6号）とする。

（第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会通知書（条例第27条第1項適用）（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報開示請求に関する意見照会通知書

(条例第27条第2項適用)(様式第8号)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第9号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書(様式第10号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、するこ

とを要しない。

(開示請求に係る費用負担)

第18条 条例第30条ただし書の規定により負担しなければならない保有個人情報の写しの交付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 保有個人情報の写しの交付に要する費用の納付の方法は、郵便小為替、現金書留、納入通知書又は口座振替による方法とする。

3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(訂正請求書)

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第12号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第13号)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報訂正をしない旨の決定通知書(様式第14号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第15号)とする。

(訂正決定等期限特例規定適用通知書)

第22条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例規定適用通知書(様式第16号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第17号)とする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第18号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第25条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第19号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書(様式第20号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第26条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第21号)とする。

(利用停止決定等期限特例規定適用通知書)

第27条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例規定

適用通知書（様式第 2 2 号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第 2 8 条 条例第 4 5 条第 2 項の規定による通知は，保有個人情報に係る開示等審査  
諮問通知書（様式第 2 3 号）により行うものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
（取手市個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 取手市個人情報保護条例施行規程（平成 1 2 年議会訓令第 3 号）は，廃止する。  
（経過措置）
- 3 この訓令の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第 8  
条第 1 項の規定の適用については，同項中「直ちに」とあるのは，「取手市議会の  
個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年議会訓令第 号）の施行後遅滞  
なく」とする。

別表（第18条関係）

		区分	金額
写しの作成に要する費用	1 文書又は図面（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3版」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付	白黒 1枚につき10円 カラー 1枚につき40円
		イ 複写機によりA3版を超える大きさの用紙に複写したものの交付	A3版の寸法を用いたときの枚数に換算して算定した額
		ウ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	当該作成実費相当額
		エ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
		オ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
		カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額
2	マイクロフィルム	用紙に印刷したものの交付	当該作成実費相当額
3	写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	当該作成実費相当額
4	スライド	印画紙に印画したものの交付	当該作成実費相当額

5 録音テープ又は録音ディスク	ア 録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき430円
	イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき310円
	ウ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき330円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ア ビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付	1巻につき580円
	イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき310円
	ウ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき330円

7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	ア 複写機によりA3版以下の大きさの用紙に複写したものの交付	白黒 1枚につき10円 カラー 1枚につき40円
	イ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ウ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	エ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	オ ア、イ、ウ又はエに掲げるもの以外のものに複写したものの交付	当該作成実費相当額
8 映画フィルム	ビデオカセットテープ又は光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	当該作成実費相当額
9 1の項から8の項までの規定にかかわらず、業務委託により写しを作成したものの交付	当該作成実費相当額	
写しの送付に要する費用		当該送付実費相当額

備考

- 1 用紙に印刷し、又は出力したものの交付を行う場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 「ファイル」とは、条例第2条第1項第1号に規定する電磁的記録であって、電子計算機で検索することができる、保存する上での最小の情報の集合物をいう。

令和5年3月15日

取手市議会議長  
金澤克仁様

議会運営委員会  
委員長 佐藤隆治

### 閉会中の所管事項調査について

本委員会は、下記により所管事項について調査することにしたから、会議規則第105条第1項及び第2項の規定により通知します。

### 記

#### 1 事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

#### 2 目的

所管する事項の調査を行い、議会運営の向上を図るため。

#### 3 方法

事情の調査、資料の提供又は意見を求め、あるいは現地に出向いて資料収集の一環として事情を視察する等の方法による。

#### 4 期間

現議員の任期満了の日まで